

## 原発の再稼働を許さないたたかいを強めよう

去る4月14日に福井地裁・樋口英明裁判長は「高浜原発3、4号機運転差し止め仮処分決定」(以下「高浜仮処分決定」という)を出し、被告・関西電力に対して再稼働をしてはならないと命じた。原告団はもちろん大多数の国民は、「司法が原発の再稼働を止めた」ことに感動し大いに喜んだ。一方、4月22日に鹿児島地裁・前田郁勝(いくまさ)裁判長は「川内原発の再稼働を容認する」判決(以下、「川内再稼働容認判決」という)を出した。この判決に対して、原告団とそれを支持する多くの国民は大きな怒りと失望を覚えた。

国民の大多数は、「原発がなくても電気は足りている」、「核のゴミをこれ以上増やすな」、「使用済み燃料の処分や核廃棄物の処理・処分にかかる経費は計算できないほど高がつく」、「原発の電力コストが安いというのはウソであり実は最も高い」、「原発で放出される放射性物質は生命体と環境に毒であり、原子力は決してクリーンではない」と訴え、福島原発災害を知ってすべての原発の再稼働を阻止するための一点共闘体制をとり、巨大な権力を持つ原子力推進者＝原子力利権共同体(原子力事業者と御用学者を含む)とたたかってきた。

樋口裁判長による「高浜仮処分決定」は、原発のリスクをゼロとすることを基本としている。それは、1992年に伊方原発訴訟の最高裁が判決で「万が一にも重大事故を起こさない」と言ったことに反していない。樋口裁判長は、国が作った再稼働ありきの新規制基準に定められている基準地震動は最大値でなく平均値であり、最近だけでもそれを超える地震動が5回も起きたことを明記し、新しく「新規制基準は緩やかにすぎる」と断じた。また「人格権」と「環境権」を経済的利益よりも優位に置きつつ(2014年5月21日、福井地裁判決)、今回の仮処分では住民の安全を確保する緊急性があるとし再稼働を禁じた。4月14日の「決定」は、憲法と倫理を遵守しており、科学的合理性があるので、私たちの今後のたたかいの支柱となるものである。

一方、「川内再稼働容認判決」は、「新規制基準は原子力の専門家によって十分検討されたものである」として、「新規制基準に適合した原発の再稼働を容認する」とした。それは、同じく1992年の伊方原発訴訟で最高裁判決が、「行政の専門的判断を重視する」と言い渡したことに従っているようであり、電力事業者の当面の経済的利益を優先し、住民に対して多少のリスクを容認させる選択

をしたものである。原子力専門家が原発のリスクを最小限に制御できるとする前田裁判長の考えは、科学的根拠に乏しく、福島原発事故の教訓を無視している。

私たちは、昨夏から「もう動かすな原発！福井県民署名」運動を展開し、県内外から約 26 万筆（4月末、集計中）の署名を集めた。3月 24日には 20万 5千筆の署名を福井県庁に運び込み、山と積み上げた。しかし、西川一誠知事は受け取りを拒否し、私たちの前に出て来なかった。代わりに県庁職員（課長）が出て来た。彼は、上からの冷たい視線で私たち住民を見下ろし、私たちが多くの人々と対話し汗と涙で集めた署名を、事務的に受け取った。

西川知事は、先日（4月 28日）の定例記者会見で、関西電力高浜原発 3、4号機の再稼働差し止めを命じた福井地裁の仮処分決定は司法の判断であり、福井県としては独自に安全性を確認する行政手続きを進めると言い、地元同意の手續に影響しないとの認識を示した。三権分立や司法判断を尊重しない西川知事の見識は、立憲民主主義を軽視し反知性的独裁政治に暴走する安倍首相に追隨したものであり、強く批判されるべきである。

また、去る 4月 26日の選挙で初当選した渕上隆信・敦賀新市長は、敦賀原発の再稼働や新增設について「安全が大前提だが、国に 2号機の再稼働を求めるとともに、3、4号機の新増設も視野に入れたい」と原発推進の国策に沿う立場を表明した。この発言は、原発の安全神話が崩壊した今、原発の安全性を前提とすることは現実的でないことを知らぬ者の言葉であり、近畿 2府 4県の多くの住民や少なくない自治体組長が、もし若狭で原発災害が起きた場合の琵琶湖の放射能汚染の重大性と住民避難の困難性を指摘していることを軽視したものである。渕上市長の発言は、とうてい許されないものではない。

私たちは、福井地裁・樋口裁判長の「高浜仮処分決定」を支持し、すべての原発が廃炉となる日が来るまで、原子力を推進する国（安倍政権）と福井県（西川県政）、ならびに、電力事業者（関西電力を含む）とその関連の企業に対して、原発の再稼働をしないように訴え続ける決意である。今日のメーデー集会に参加した私たちは、地域連携と国際連帯の中で、子々孫々のために原発のない新しい社会づくりを目指すとともに、強権的な原子力利権共同体による原発の再稼働を許さないたたかいを強めていくことを、ここに決議する。

2015年 5月 1日

第 86回中央メーデー・福井大会 参加者一同